

(別表3) 鳥獣保護区等の設定状況

解除した休猟区	北淡北部休猟区 生穂・佐野休猟区 鳥飼浦・下堺休猟区	津名郡北淡町 津名郡津名町 津名郡五色町	785 ha 1,450 ha 854 ha
設定した休猟区	大町休猟区	津名郡津名町、一宮町、五色町	1,950 ha
設定した銃猟禁止区域	柏原・大野銃猟禁止区域 緑町長田銃猟禁止区域	川辺郡猪名川町 三原郡緑町	523 ha 192 ha
区域拡大した銃猟禁止区域	三田銃猟禁止区域 今田南部銃猟禁止区域	三田市 篠山市	7,781 ha 70 ha

種別	区分		13年度設定現況		14年度設定状況		増減
	ヶ所	ha	ヶ所	ha	ヶ所	ha	
鳥獣保護区	97	43,596	98	43,780			184
特別保護地区	(12)	(1,409)	(12)	(1,409)			0
休猟区	6	7,993	4	6,854			1,139
銃猟禁止区域	131	189,481	133	190,545			1,064
計	234	241,070	235	241,179			109

(参考) ・鳥獣保護区とは、野生鳥獣の保護増殖を図るために鳥獣の捕獲は一切禁止する区域。
 ・休猟区とは、狩猟の持続性を保つため3年間休猟する区域。
 ・銃猟禁止区域とは、銃猟による危害防止のため銃猟を禁止する区域(ワナ猟等は可能)。

(注) 特別保護地区は鳥獣保護区内に設定するため、面積は内数とする。